

公益社団法人整体協会  
役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人整体協会（以下本協会という。）定款第32条の規定に基づき、役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 職員兼務役員とは、本協会の職員であって本協会の役員を兼ねている者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会の役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、役員賞与を支給しない。
- 3 役員には、退職慰労金を支給しない。

(使用人兼務役員への給料の支給)

第4条 使用人兼務役員に対しては、その勤務の実態に応じ、職員給与を職員給与規程に基づき支給する。

- 2 使用人兼務役員に対しては、職員給与規程に基づき、賞与を支給する。
- 3 使用人兼務役員に対しては、職員退職金規程により、職員として退職金を支給する。

(費用の取扱)

第5条 本協会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

(補 則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附則

この規程は、移行登記の日から施行する。